

「観光まちづくりに関連する町の事務事業等について（町の歳出の分類結果）」
これまでの検討経過について

1 資料修正箇所

(1) 分類の区分名や考え方の修正

分類方法の「①観光振興～⑤行政運営」の5つの区分について、②観光客・町民向けサービスと③町民・観光客向けサービスの違いがわかり難いので、項目名や分類の考え方を適切な表現に修正すべきという意見があり、区分名等を修正した。

| | |
|-----|--|
| 修正前 | ① 観光振興（入湯税・全額充当） ② 観光客・町民向けサービス（入湯税・一部充当） ③ 町民・観光客向けサービス（入湯税・充当なし） ④ 町民サービス ⑤ 行政運営 |
| 修正後 | ① 行政サービス [観光振興] ② 行政サービス [観光人口等を加味するもの] ③ 行政サービス [観光客も一定の受益のあるもの] ④ 行政サービス [町民対象] ⑤ 行政運営 |

(2) 入湯税等の細分化

一般財源の内訳のうち、入湯税等は、入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金が含まれているが、①～⑤の区分にどれが充当されているかわからないので、少なくとも入湯税とそれ以外という形で整理すべきではないかという意見をもとに、入湯税と消費税等に分けることとした。

| | |
|-----|---|
| 修正前 | 入湯税等（入湯税、地方消費税交付金[社会保障財源化分]、ふるさと納税寄付金） |
| 修正後 | 入湯税 消費税等（地方消費税交付金[社会保障財源化分]、ふるさと納税寄付金） |

2 これまでの振り返り

町から議論を依頼した3項目のうち、「分類方法が①～⑤で良いか」は、修正後の内容で了承された。また、「各区分の歳出項目が妥当であるか」についても異論はなかった。

「観光まちづくりの充実・維持に係る財源の対象範囲」については、④行政サービス [町民対象] の一部は観光まちづくりの財源の対象範囲に含まれるのではないかという意見があり、次回も継続して検討していくこととなった。

3 主な意見等（令和元年度第3回・第4回検討会議時）

| No. | 区 分 | 主な意見等 |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 対象範囲について | <ul style="list-style-type: none"> ・若年層が暮らしやすい環境とするために学童保育の時間を延長するとか、保育園で土日も受け入れるとかを考えたら、④の町民対象まで、薄い黄色を伸ばしても良いかと思います。 |
| 2 | 対象範囲について | <ul style="list-style-type: none"> ・資料3ページ、分類③と④の「B経常費」に公共施設の運営経費があるが、図書館はどちらに入るのか。大和市文化創造拠点シリウスは年間の来館者が300万人を超えていたり、岩手県紫波町のオガールプロジェクトでは非常にユニークな図書館がある。 ・施設としては住民福祉の向上に当然繋がるものですが、取組方次第では観光の1つとして外部の人がそれを目的に訪れることもあるので、そのような視点で考えると図書館も、観光まちづくりの財源対象範囲に入るのではないか。 |
| 3 | 対象範囲について | <ul style="list-style-type: none"> ・分類の「④行政サービス [町民対象]」に関連する事務事業は、観光まちづくりに関連するものも含まれており、観光まちづくり財源の対象範囲が広がることも考えられる。 ・その場合、全ての事務事業が何らかの関係があることになる。この分類表は、財源確保時の使い道や説明を想定したものなので、現状はこれで良いと感じます。 |
| 4 | 資料の使用 方法について | <ul style="list-style-type: none"> ・分類に関して異議はありませんが、分類することにより、この資料をもとに、今後どのように議論を進めて行こうとしているのか。 ・資料では、①～③の黄色い網掛け部分の合計として約23億円という金額が出ているが、これを何らか補填するための財源を考えるのか。または、①～③の対象となる歳出項目が区分されているので、それを補うために適切な税目を考えていくためのものかなど、今後の道筋が分かると、議論しやすいのではないか。 <p>(町からの説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料で検討会議のスケジュールを示していますが、令和2年度に観光まちづくりの充実・維持に必要な対象分野と規模感、財源のあり方とあると思います。 ・その議論のベースとなるのが今回の資料3と認識していますので、これをベースにどのくらいの規模とかどういう範囲でどういうものにとか、その上でどこに負担を求めるか具体的に検討していくことをイメージしています。 |

| No. | 区 分 | 主な意見等 |
|-----|---------------|--|
| 5 | 今後の議論 に向けて | <ul style="list-style-type: none"> ・成長路線をとっていかないと観光経済自体が危ういと考えられる中で、現状の経常経費や継続的な事業費が予算の多くを占めることは大きな枷となっており、このままでは観光経済は縮小します。 ・単に財源不足だから、現状維持のために財源を確保するだけの議論ではなく、このようなことが必要ではないか、どこにお金を使うかに知恵を絞るべきではないか。 |
| 6 | 今後の議論 に向けて | <ul style="list-style-type: none"> ・前述の意見は、観光分野への集中的な投資も含め、予算規模を拡大してはどうかということではないか。一定の枠内で予算を組み替える方法もあるが、これまで可能な限り削減してきたので、その余地がないことを踏まえれば、観光分野に積極的に力を入れるために予算規模を大きくする方向性や、入湯税の使い方を含めた財源を検討してはどうかということであると思う。 ・その点は、先程の観光経済の拡大の議論にも繋がり、本来であれば町の税収の増大という形で反映されれば良いが、箱根町の場合、観光の成長が町財政の改善に単純に直結しない問題点も考えなければならず、その辺りの仕組みの検討はどこが担うのかも、先程のHOT21 観光プラン実施計画を実行する局面では必要になってくると思います。 <p>(町からの説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本検討会議は、観光まちづくりの充実・維持のための財源のあり方や制度内容を検討することが目的であり、現状の財源内訳や歳出の枠組み等を知っていただく必要があるため分類を行いました。 ・観光プラン実施計画は、役割分担や施策の内容は決まっていますが、歳出の規模や町側の負担額が出ていないので、現状、財源の議論はできません。 ・令和2年度から策定作業がスタートする第6次総合計画後期基本計画についても、今後どのような事業が必要か検討したうえで所要額を出していく予定です。 ・その段階になってはじめて、今後の歳出の規模が分かり、歳入との差引きで財源不足額が明らかになります。この財源不足額への対応については、本検討会議で考えていただいた制度案や固定資産税超過課税の扱いについて、最終的に町長が本部長である行財政改革推進本部会議で諮り、適切な制度内容や財源確保策を決定するという流れを想定しています。 |

| No. | 区 分 | 主な意見等 |
|-----|---------------|---|
| 7 | 今後の議論 に向けて | <ul style="list-style-type: none">・今後の議論において、とても重要と考えているのは、受益者負担が大きな比重を持っていることである。何でもかんでも財源が不足しているので、誰かに負担してもらえばよいという発想は困るので、何のため、誰のために財源が必要なのか、納得できるような説明が必要になると思う。・観光に多くの財源を必要としており、誰かが負担しなければならないのであれば、その選択肢として住民、事業者、観光客なのか、その観点をもう少し掘り下げても良いのではないか。・観光で費用が掛かるのであれば、観光関係で、これ以上お金を負担できないということではなく、納得できるようなきちんとした説明があれば、それが突破口になるのではないかと思う。 |